（特別審理官の指名）

第３条　地方出入国在留管理官署の長は、法第７条第４項又は第９条第６項の規定により入国審査官が申請者の引渡しをするとき又は次条の規定により口頭審理に係る案件の移管を受けたときは、直ちに口頭審理を行う特別審理官を指名しなければならない。

２　地方出入国在留管理官署の長は、前項の規定により指名した特別審理官が事故その他やむを得ない事由により口頭審理を終結することができなくなったときは、直ちに新たな特別審理官を指名して当該口頭審理を引き継がせなければならない。

（移管）

第４条　地方出入国在留管理官署の長は、法第13条第３項に規定する申請者の住居その他の事情を勘案して適当と認めるときは、口頭審理に係る案件を他の地方出入国在留管理官署に移管することができる。

（証拠資料の領置及び還付）

第15条　［１～４　略］

５　特別審理官又は主任審査官は、証拠資料の所有者が所有権を放棄する場合は、領置物件目録書の提出を求めた上、別記第８号様式による所有権放棄書を徴するものとし、所有権が放棄された証拠資料を、所属する地方出入国在留管理官署の長の承認を得て、処分することができる。

（異議の申出）

第21条　法第11条第１項に規定する主任審査官は、口頭審理をした特別審理官の所属する地方出入国在留管理官署（当該地方出入国在留管理官署に主任審査官が置かれていない場合は、当該地方出入国在留管理官署を管轄する直近上級の地方出入国在留管理官署）の主任審査官とする。

２　［略］

３　第１項の主任審査官は、申請者の便宜を考慮して、口頭審理をした特別審理官の所属する地方出入国在留管理官署の職員に異議申出書を受領させることができる。この場合において、法第11条第１項の適用については、当該職員に対して異議申出書が提出されたときに、当該主任審査官に対する提出があったものとみなす。

［４・５　略］

６　主任審査官は、前項の送付を受けたときは、速やかに異議申出書及び口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に送付しなければならない。

（異議の申出の取下げ）

第22条　主任審査官は、法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長から裁決結果の通知を受ける前に、申請者が異議の申出を取り下げて出国したい旨を申し出たときは、特別審理官をして、当該申請者に別記第11号の２様式による異議申出取下書に署名をさせ、直ちに本邦からの退去を命じさせるものとする。

（上陸特別許可の通知を受けた主任審査官の措置）

第23条　主任審査官は、法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長から上陸特別許可をする旨の通知を受けたときは、直ちに申請者の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。この場合においては、申請者が法第26条第１項の規定により再入国の許可を受けたとき（法第26条の２第１項又は第26条の３第１項の規定により、再入国の許可を受けたものとみなされるときを含む。）又は法第61条の２の12第１項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持しており、かつ、法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長が在留資格及び在留期間を決定しなかったときを除き、法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長が決定した在留資格及び在留期間を当該証印に明示しなければならない。

（特別審理官の指名）

第３条　地方入国管理官署の長は、法第７条第４項又は第９条第５項の規定により入国審査官が申請者の引渡しをするとき又は次条の規定により口頭審理に係る案件の移管を受けたときは、直ちに口頭審理を行う特別審理官を指名しなければならない。

２　地方入国管理官署の長は、前項の規定により指名した特別審理官が事故その他やむを得ない事由により口頭審理を終結することができなくなったときは、直ちに新たな特別審理官を指名して当該口頭審理を引き継がせなければならない。

（移管）

第４条　地方入国管理官署の長は、法第13条第３項に規定する申請者の住居その他の事情を勘案して適当と認めるときは、口頭審理に係る案件を他の地方入国管理官署に移管することができる。

（証拠資料の領置及び還付）

第15条　［１～４　同左］

５　特別審理官又は主任審査官は、証拠資料の所有者が所有権を放棄する場合は、領置物件目録書の提出を求めた上、別記第８号様式による所有権放棄書を徴するものとし、所有権が放棄された証拠資料を、所属する地方入国管理官署の長の承認を得て、処分することができる。

（異議の申出）

第21条　法第11条第１項に規定する主任審査官は、口頭審理をした特別審理官の所属する地方入国管理官署（当該地方入国管理官署に主任審査官が置かれていない場合は、当該地方入国管理官署を管轄する直近上級の地方入国管理官署）の主任審査官とする。

２　［同左］

３　第１項の主任審査官は、申請者の便宜を考慮して、口頭審理をした特別審理官の所属する地方入国管理官署の職員に異議申出書を受領させることができる。この場合において、法第11条第１項の適用については、当該職員に対して異議申出書が提出されたときに、当該主任審査官に対する提出があったものとみなす。

［４・５　同左］

６　主任審査官は、前項の送付を受けたときは、速やかに異議申出書及び口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣又は地方入国管理局長に送付しなければならない。

（異議の申出の取下げ）

第22条　主任審査官は、法務大臣又は地方入国管理局長から裁決結果の通知を受ける前に、申請者が異議の申出を取り下げて出国したい旨を申し出たときは、特別審理官をして、当該申請者に別記第11号の２様式による異議申出取下書に署名をさせ、直ちに本邦からの退去を命じさせるものとする。

（上陸特別許可の通知を受けた主任審査官の措置）

第23条　主任審査官は、法務大臣又は地方入国管理局長から上陸特別許可をする旨の通知を受けたときは、直ちに申請者の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。この場合においては、申請者が法第26条第１項の規定により再入国の許可を受けたとき（法第26条の２第１項の規定により、再入国の許可を受けたものとみなされるときを含む。）又は法第61条の２の12第１項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持しており、かつ、法務大臣又は地方入国管理局長が在留資格及び在留期間を決定しなかったときを除き、法務大臣又は地方入国管理局長が決定した在留資格及び在留期間を当該証印に明示しなければならない。